

# 【国民年金】【厚生年金保険】【船員保険】

# 遺族年金の請求手続きのご案内

様の年金請求書には、次の〇印の書類を添付してください。

相談受付 令和 年 月 日 担当者名

項番	添付書類	対象	提出前に ご確認を
1	基礎年金番号通知書 いずれか の書類の 日金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 コピー	死亡された方 請求者	
2	年金証書・恩給証書(受給権があるものすべて)のコピー	死亡された方 請求者	
3	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 死亡された日以降のもので筆頭者・ 戸籍一部事項証明書(戸籍抄本) 続柄・変更事項のあるもの 法定相続情報一覧図	死亡された方 請求者	<b>✓</b>
4	住民票(世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの) (平成・令和 年 月 日以降のもの)	請求者  世帯全員	
5	住民票の除票 (死亡された日以降のもので世帯主・続柄・変更事項のあるもの)	死亡された方	
6	所得証明書・課税(非課税)証明書 (平成・令和 年度〔平成・令和 年1月から12月までの所得〕)	請求者  子	
7	市区町村長に提出した死亡診断書 のコピー (死体検案書) いずれかの書類 死亡届の記載事項証明書	死亡された方	
8	請求者名義の預金(貯金)通帳 いずれかの書類のコピー 請求者名義のキャッシュカード *貯蓄口座では年金の受け取りができません。	請求者	
9	未支給年金・未支払給付金請求書	_	
10	学生証 在学証明書	請求者子	
11	健康保険被保険者証・共済組合員証のコピー *扶養者・被扶養者を確認できるもの *被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。	死亡された方 請求者 子	$\checkmark$
12	その他に必要な書類 ア 医師の診断書・レントゲンフィルム・身体障害者手帳 イ 「第三者行為事故状況届」・「交通事故証明書」 ウ 「加算額・加給年金額対象者不該当届」 エ その他(	)	

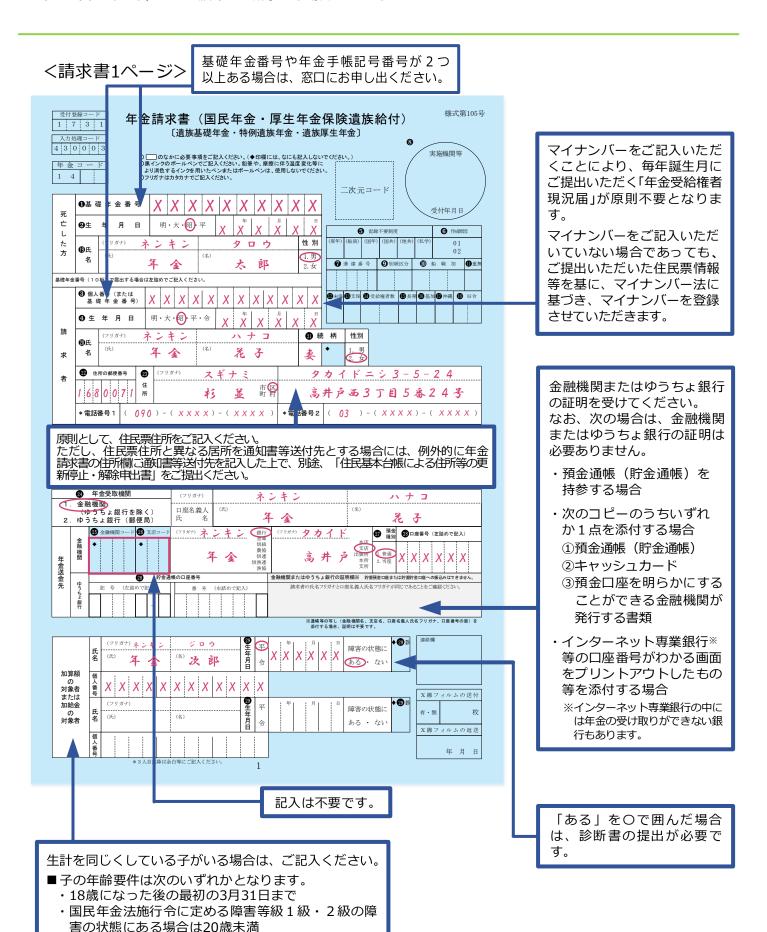
# 提出時期 令和 年 月 日 以降

#### 手続きの際の注意事項

- ■代理人の方が相談にお越しになるときは、「委任状」のほか、代理人の方のご本人確認のため運転免許証などをご用意ください。
- ■添付書類は、「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- ■戸籍謄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーを取らせていただいたうえで、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)
- ■個人番号(マイナンバー)をご記入いただくことにより、ご本人の生年月日に関する書類(戸籍抄本等)の添付を省略できます。また、マイナン バーについては、2ページをご確認ください。

#### 記入上の注意事項

■この記入例は、老齢厚生年金を受け取っていた方が亡くなられて、一緒に生活していた配偶者(ご本人も老齢厚生年金を受けている)が、遺族年金を請求する場合のものです。



<請求書3ページ> すでに年金を受け取っている ⑦ あなたは、現在、公的年金制度等後、1参照から年金を受けていますか。○で囲んでください。 場合、または、他の年金の請 制度名 (共済組合名等) 年金の種類 ① 受けている 2.受けていない 3. 請求中 求手続きをしている場合は、 受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください(年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください)。 必ず〇で囲んでください。 年金の種類 年 月 日 年金証書の年金コードまたは記号番号等 (表1より記号を選択) 毎金コードまたは共済組合コード・年金種別 老龄 1150 2 「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます 請求者本人が年金を受け取っ ている場合、ご記入ください。 80 他 年 金 種 別 原則として2つ以上の年金を ① 履 歴 (死亡した方の公的年金制度加入経過) 同時に受け取ることはできま ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 せん。いずれか一方の年金を (1) 事業所(船舶所有者) の名称および船員 (2) 事業所(船舶所有者) の所在地 (3) 勤務期間または国 (4)加入していた年 選ぶことになります。 (5) 備 考 であったときはその船舶名 または国民年金加入時の住所 民年金の加入期間 金制度の種類 最 S41. 9.19 mb 厚生年金保険 杉並20003-5-24 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等 S44· 9·9 まで 初 S44. 9 . 10 mb 山田建設㈱ 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員) 保険 2 中央区0001-1 中央支店 H12. 9.19 # T 共済組合等 H12. 9 .20から 2. 厚牛年金保険 3 杉显巴〇〇〇3-5-24 H18 9・19まで 4. 共済組合等 . 国民年金 · • 106 2. 厚生年金保険 4 加入していた年金制度が国民 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等 まで 年金のときは、記入は不要で から す。 厚牛年金(船員)保険 まで ・から 2. 厚生年金保険 6 3. 厚生年金(船員) 保険 まで 4. 共済組合等 2. 厘牛年金保険 厚生年金(船員)保険 まで . 共溶組合等 . から 2. 厚牛年金保険 8 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合等 まで 1. 国民年金 2. 厚生年金保険 · • から ・まで 原牛年金(船員)保険 . 国民年金 . 厚生年金保険 から 10 3. 厚牛年金(船員)保険 4. 共済組合等 から 2. 厘生年金保険 11 3. 厚生年金(船員) 保険 まで . 共済組合等 2. 厚牛年金保険 12 . 厚生年金(船員) 保険 まで . 共済組合等 1. 国民年金 2. 厚生年金保険 から 13 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等 まで 3

### く請求書5ページ>



交通事故など、死亡の原因が 第三者の行為による場合は、 その旨を窓口にお申し出くだ さい。

別途書類が必要です。

年金を受け取っていた方が亡 くなった場合は、死亡届が必 要です。

また、亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、「未支給年金・未支払給付金請求書」により請求することができます。(ただし一定の要件が必要です。)

#### - <請求書7ページ>-生 計 維 持 立. 右の者は、死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を 同じくしていたことを申し立てる。 続 柄 氏 名 令和XX年XX月XX日 花 子 年金 妻 請求者 住 所 同 請求者 杉虽已高井户西3-5-24 関 係 氏 名 年金 **老子** 1. この年金を請求する方は次にお答えください。 ◆確認欄 ◆年金事務所の確認事項 ア. 健保等被扶養者 (第三号被保険者) (1) 請求者(名: え子) について年収は、850万円未満ですか。 はい いいえ )印 イ. 加算額または加給年金額対象者 IJΖ (2) 請求者(名: ) について年収は、850万円未満ですか。 はい・いいえ ) EII ウ. 国民年金保険料免除世帯 関 (3) 請求者(名: ) について年収は、850万円未満ですか。 はい・いいえ ) EII 義務教育終了前 係 2. 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入が 才. 高等学校在学中 この年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850 はい・いいえ カ. 源泉徴収票・非課税証明等 万円未満となる見込みがありますか。 令和 X X 年 X X 月 X X 日 提出

申立てを行った場合、同居の 事実を明らかにすることがで きる世帯全員の住民票が必要 です。

※請求書1ページでマイナンバーを 記入した場合、その方の世帯全員 の住民票は不要です。

収入関係については生計維持 があったことを証明する書類 が必要です。

「生計維持とは」

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
  - 例)・住民票上、同一世帯である。
    - ・単身赴任、就学、病気 療養等で、住所が住民 票上は異なっているが、 生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を 満たしていること

年収850万円 (所得655.5 万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

※請求書1ページでマイナンバーを 記入した場合、その方の収入につ いて証明する書類は原則不要です。

# <請求書12ページ>

フリガナ 氏 名	キンキン サブロウ 年金 三郎	ご本人 との関係	3
住所	168- 0071 杉丘区高井户西3-5-2		090) XXXX- XXXX
&は、上i ご本人	記の者を代理人と定め、以下の内容を委 *ご本人(委任する方)がご記入ださい。	任します。	
基礎年金 番号	x x x x - x x x x	XX	成日 令和 ХХ 年 ХХ 月 ХХ 日
フリガナ	年金 花子	生生	昭和 平成 22年 2月15日 令和
住 所	〒168-0071 杉丘区高井戸西3-5-		090) XXXX - XXXX
委任する 内容	●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、5を選ん  1 年金および年金生活者支援給付金の請求について  3 年金の加入期間について  4 各種再交付手続き  ●年金に関する情報の交付について、希望の有無をA~C  A. 代理人に交付を希望する  ⑤ 本人宛に郵送を	② 年金および について 5. の項目から選んで(	び年金生活者支援給付金の見込み額について その他(具体的にご記入ください。) Oをつけてください。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか?もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、すでに受け取った年金 を調整する場合があります。

もう一度、年金請求書の記載内容をお確かめください。

# く年金を受け取るまで>

年金請求の手続きが終わると次のように各種通知書が郵送され、年金の受け取りが始まります。

①「年金請求書」を提出します ……… お近くの年金事務所に提出します(郵送可)。

<1か月程度(加入状況の再確認を要する方は2か月程度)>

②「年金証書・年金決定通知書」が ご自宅に郵送されます

「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容は受 給資格を取得した時点のものです。

<50日間程度>

「年金支払通知書」または 「年金振込通知書」がご自宅に郵送されます「

③年金の受け取りが始まります ……… 年金額が決定されたのち、初めての受け取りは、年金証書が ご自宅に郵送されてから50日程度です。

> ただし、2つ以上の年金を受け取れる方や、さかのぼって年 金給付が発生する方などは、50日以上かかる場合がありま す。最初に受け取る金額の内訳は、日本年金機構から郵送さ れる「年金支払通知書」または「年金振込通知書」をご覧く ださい。

# <年金の定期の受け取り>

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日(土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の営業日) に受け取れます。

各定期月に受け取る年金額は受け取る月の前2か月分です。

2月の支払…前年12月と、1月の2か月分 ] 4月の支払…2月と、3月の2か月分

- \*初めて年金を受け取るときなどは、奇数月の場合があります。
- \*1年間(6月から翌年の4月まで)の各期に受け取る年金額を記載した「振込通知書」が、原則として、毎年6月にご自宅に郵送されます。